

令和3年度 第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）会議録

日 時： 令和3年4月23日（金） 午前9時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者： 教育長	森田 雅彦
教育長職務代理者	宮崎 純光
教育委員	太田 佳子
教育委員	川村 新
教育委員	坂口 敏子
教育委員	富永 彰一
事務局：こども未来部長	八木 一史
こども未来部理事兼教育総務課長	入江 太志
義務教育課長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明
生涯学習課長	寺倉 義浩
義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室長	峯 亜希子
教育総務課主幹兼保幼小中再編整備室長	千歳 あや乃
教育総務課課長補佐	住原 聡

傍聴者： 3名

会議次第

○審議事項

- 第1号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第2号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例について
- 第3号議案 豊能町立図書館協議会委員の任命について
- 第4号議案 豊能町立ふれあい広場使用規則等の改正について
- 第5号議案 豊能町立文化ホール条例施行規則の改正について

○各課・室からの報告

開会：午前9時30分

【議長】

それでは、会議をはじめます。

ただ今の出席委員は5名です。過半数に達しておりますので、ただ今から令和3年度第1回豊能町教育委員会議4月定例会を開会いたします。

なお、太田委員さんの方から少し遅れるということの連絡を受けておりますので、ご了解をお願いをしたいと思います。

会議録署名員を宮崎職務代理にお願いいたします。

【議長】

本日は、審議事項5件を議題とさせていただきます。

議題に入ります前に4月1日付けで事務局の人事異動がありましたので、紹介していただきます。

【こども未来部長】

教育委員会事務局こども未来部の課長級以上の異動を報告させていただきます。

初めに入江教育総務課長が、こども未来部理事保幼小中一貫教育推進担当理事に昇格しております。保幼小中一貫教育に関するハード面・ソフト面を全て担当する事になります。

【こども未来部理事（教育総務課長）】

こども未来部理事の入江でございます。

4月より理事を拝命いたしまして、引き続き教育総務課長の兼務ということで、また新たに保幼小中一貫教育の推進と、主にこちらハードな動きが今年から本格的に出てくるかと思っておりますので、令和8年の4月に東西両地区に、保幼小中義務教育学校が開校出来るように努力して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【こども未来部長】

次に、千歳教育総務課主幹兼そして新たに教育総務課に設置しました保幼小中再編整備室長になります。税務課長からの異動でございます。小中一貫校施設整備に関する調整や教育総務課主幹として、教職員人事関係を担当することになります。

【保幼小中再編整備室長】

保幼小中再編整備室長ということで、4月1日より配属されております千歳と申します。よろしくお願いいたします。

私は税務課に12年おりました、12年ぶりに教育委員会に戻って来ております。私ごとなのですが、昭和53年豊能町の方に引っ越してまいりまして、幼稚園・小学校・中

学校豊能町で大変お世話になってきました。そのころは人数がどんどん増えていき、公民館とかいろいろな施設もどんどん建っていくの中で育ってきております。

今の教育環境というのは、少子高齢化によって子どもの数も減っている。町の財政もあまり良くない状況になっている。こういった中で出来ることと出来ないこととこののをきっちり見極めながら、今出来ることが何だろうかということを考えながら先ほど理事からのお話がありましたように、今年度からハード工事が始まってまいります。令和8年4月の開校に向けてきっちり勉強しながら周りとお話をしながら進めて行きたいと思っております。よろしく願いいたします。

【こども未来部長】

最後に寺倉課長が課長補佐から昇格しております。ご存知のとおり生涯学習課公民館・図書館・ユーベルホール・シートス・ふれあい広場での所管しているところでございます。

【生涯学習課長】

生涯学習課の寺倉です。昨年度は生涯学習課の方に配属されまして、今年4月から課長の拝命いただきました。生涯学習課所管施設8施設ございますけれども、ご存知のとおり老朽化が進んで課題も山積しております。

今年から公共施設再編検討委員会協議会が開かれるということで、ここで議論されることになると思いますが、また今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、議題に入りたいと思います。

まず初めに第1号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

第1号議案豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきましてご説明いたします。

なお、本町におきましても、国の基準制定に基づき平成26年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ本条例に該当する家庭的保育事業等の事業所はございません。

それでは、議案書・概要説明書及び新旧対照表も合わせてご覧下さい。

提案理由は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。条項の追加がございますので、新旧対照表にてご説明させていただきますのでご覧下さい。

第 50 条を電磁的記録としております。これは家庭的保育事業者等や、その職員がこれまで書面で記録や作成をしていたものを電磁的記録で行うことが可能になったことです。また第 50 条を電磁的記録したことに伴い、これまで委任とされていたものが第 51 条になります。

なお、施行は令和 3 年 7 月 1 日からとしております

【議長】

質問等ございましたらお出してください。

【委員】

第 50 条がなくなるということですか。

【こども育成課長】

元々第 50 条は、委任ということでございました。ここに新たに電磁的記録の 50 条が入り、元々 50 条だった委任というのは 51 条に 1 つ条がずれたということです。

【委員】

家庭的保育事業というのは、どういうことされているのかご説明いただきたい。

【こども育成課長】

家庭的保育事業といいますのは、規模が 1 名から 5 名で、この言葉のとおり小さな規模で行う保育事業となります。

【委員】

書面に変えて電磁的記録でできるというのが、書面は記録した場合にもう保管しなくてもいいということですか。

【こども育成課長】

書面を作っていたものを電磁的記録ですので、CD ロムであるとか USB メモリでできることになりましたので、あくまで作成したものは一定の保存年限等は必要ですからそれを保存するものになります。

【委員】

これまでは、何年間存していたのですか。それとも何年か決まっていたのですか。その年月も変わっていますか。

【こども育成課長】

今回の国の基準の改正で、特に保存年限の変更ということは、うたわれておりません。ただ、具体的に町ではそのようにされて居るところがありませんので、それは定めてないところが実情です。

【委員】

具体的に豊能町には、このような事業者は、どれぐらいあるのですか。

【こども育成課長】

この家庭的保育事業というのは、豊能町内は事業所ありません。

【委員】

今後そういう施設が出来てくる可能性があるということで、準備をされるのですか。

【こども育成課長】

現時点で出来るがどうか分からないのですが、あくまで国が定めた基準ですので、それに従って条例を制定していく必要があるということです。

【議長】

質疑を終結いたします。

採決を行います。

ただ今説明がありました第1号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」賛成の方の挙手をお願いします。

＝挙手全員＝

【議長】

挙手全員であります。

よって第1号議案は可決されました。

【こども育成課長】

1点補足してよろしいですか。

【こども育成課長】

この場のお借りして訂正をさせていただきたいのですが、第1号議案の議案書なのですが「豊能町長」としておりますのが、「教育長」でございます。第2号議案も併せて

訂正をお願いいたします。

【議長】

次に、第2号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

第2号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」につきまして、ご説明いたします。

なお、本町におきましても、国の基準制定に基づき平成26年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ、本条例に該当する特定地域型保育事業の事業所はございません。

それでは、議案書・概要説明書及び新旧対照表も併せてご覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表にてご説明させていただきますのでご覧ください。

まず、第42条第4項第1号ですが、児童福祉法附則第73条第1項の「経過措置の規定」を追加しております。これは市町村が保育所・認定こども園・家庭的事業者の利用調整や児童の利用要請に関して緩和されているものです。

次に、第5号ですが、特定地域型保育事業者の連携施設としては、定員20名以上のもののみでしたが、国家戦略特別区域法第12条の4第1項により、施設の利用定員6人以上19人未満というものが追加されました。このことにより、特定地域型保育事業による連携が緩和されていきました。なお、施行は公布の日からとしております。

【議長】

質問等ございましたらお出してください。

【委員】

この件に関しても、こういった施設とかは豊能町にないけれども、国の基準に従って条例を変えたという理解でよろしいですか。

【こども育成課長】

中心になっております特定地域型保育事業は、委員のおっしゃるとおり町内にはございません。ただ、特定教育・保育施設は、今回の改正とは直接の関係がないのですが、

それは認定こども園や幼稚園・保育所のことですので、この部分については町内の保育所等が該当するということになります。

【議長】

それでは、質疑を終結いたします。

採決を行います。

ただ今、説明のありました第2号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

＝挙手全員＝

【議長】

挙手は全員であります。

よって、第2号議案は「可決」されました。

【議長】

次に、第3号議案「豊能町立図書館教育会委員の任命について」でございます。

事務局より、説明をお願いします。

【生涯学習課長】

第3号議案「豊能町立図書館教育会委員の任命について」ご説明いたします。

提案理由としましては、豊能町立図書館設置条例第4条の規定に基づき、この3月末の任期満了に伴う委員の任命を行いたく、教育委員会会議で議決を求めるものでございます。

図書館協議会は、図書館館長の諮問機関でございまして、その機能が地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の方の要望を十分に反映した図書館運営がなされるよう、館長の諮問に応じるとともに図書館が行う図書館方針につき、意見や提言を述べるというものでございます。

それでは、2枚目の委員予定者の名簿をご覧ください。

今回、任命を予定しております委員は6名で、うち4名が再任で2名が新規委員でございます。前回、3月末までは、5名でしたが、1名増員を予定しております。

再任の方につきましては、2番目の金井理枝子さん。3番目の田中未知さん。4番目の西村はるみさん。6番目の藪田昇太郎さんでございます。選出は記載のとおりでございます。

2番目の金井さん、4番目の西村さん、6番目の藪田さんにつきましては、平成26年

からの4期目になります。3番の田中さんは令和元年からの2期目になります。

今回新規で2名を予定しておりますのは、1番の石塚謙二さんと5番の張裕太郎さんでございますが、経歴をご紹介します。

まず、1番の石塚謙二さんですけれども、ご存じのとおり、以前、豊能町教育長をされておられ、現在は、桃山学院教育大学教授、日本発達障害学会協議員を務められておられます。

ときわ台在住で、特別支援教育・発達障害教育・授業のユニバーサルデザインを専門分野として研究されておられ、教育長を経験されたということから行政経験と専門分野からの総合的な意見により図書館の課題解決に有効な助力をいただけると期待しております。

次に、5番の張裕太郎さんですけれども、本年度より東ときわ台小学校の校長を務められておられ、かつ学校図書館協議会の代表もされておられます。学校教育関係の方を協議会委員に迎えるということで、児童生徒青少年図書の収集・提供、読書活動を推進するための企画の実施、あるいは学校・教育施設との連携の強化を高めることができるものと考えております。子どもの豊かな読書活動授業を推進し、公立図書館と学校図書館の更なる連携強化を務めていきたいと考えております。

以上が、今回提案させていただいた6名の方でございます。

なお、任期は辞令交付の日の令和3年4月を予定しておりますけれども、そこから2年間を考えております。

【議長】

質問等ございましたらお出してください。

【委員】

1名増員が今期からと言われたので、私はこの組織は分からなかったのですが、現場というか学校の児童生徒に見てもらうために校長の一人が入っていたんですか。今までも。

それと、1名増やすというのは、人が減っている時にどういう根拠なのかなという説明をいただきたい。

【生涯学習課】

今まで学校協議会の代表の先生は入っておられませんでした。

今後、先ほど申し上げておりましたけれども、学校図書館と公立図書館と連携を強化していくというところで、学校の先生や教育関係の方からも入っていただくということで考えております。

2名増員して1名しか増えていませんが、1名辞められたというか、再任はされなか

ったわけですがけれども、3月までやっていただいた加藤勝美委員につきましては、ご高齢のため、再任ということにはならなかったということでございます。

【委員】

増員をした主な理由というのが、よくわからなかったので、もう一度お願いできますか。

【生涯学習課長】

今回、増員というか2名を新任でお願いする予定なのが、石塚謙二さんと張裕太郎さんということで、今、国とか大阪府で「読書バリアフリー化」を推進しております。そういうことで、視覚障害者の方に対する図書サービスの拡充なんかも広げていかないといけないというところで、そういった特別支援教育であったり、発達障害・療育関係に精通しておられる石塚先生を新規で任命させていただくということと、これから学校再編もありますけれども、学校教育との連携が必要であるということも踏まえて、そういった専門分野の方から2名出していただいて追加するというので2名増やしたという形になります。

【委員】

今、新任の方の、新たになっていただいた理由というのが今おっしゃったことで分かるのですが、全体を増員しないといけなかったということが、例えば5名のうちの2名がお辞めになって新たな新任の方がこの2人選ばれた。ということなら分かるのですが、全体に増員しているということは何か意味があればお聞きしたい。

【生涯学習課】

生涯学習課の寺倉です。

先ほど申しました読書バリアフリー化とか新しいとは言い切れませんが、そういった拡充ということが叫ばれている中で、いろいろな知識をお持ちの方に入ってきていただいて協議をしていただくということが、増員をした一番の目的でございます。

【委員】

学校関係の張先生が入ってくださるということが、学校関係と繋がれてということではよかったのですが、今後、それを確実に、例えば学校関係者からは1人出していただくとかというように決めてしまうと、今、たまたま学校関係者がこの委員の中に1人いらっしゃる。それはよかったねということになっているのかなと思うのですが、確実に学校関係者から1人委員に入ってきていただくという考えは特にはないのでしょうか。

【生涯学習課長】

今のところ、確実に今後も例えば2年任期が切れた後に学校関係の方に入っていたかどうかという取り決めまではしておりません。今後これから2年間議論をしていく中で、教育者の学校教育関係の方に入っていただくのが適切かなということであれば、また入っていただくことにはなっていこうかと思えます。

【議長】

それでは、質疑を終結します。

第3号議案 豊能町立図書館協議会委員の任命について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【委員】

保留します。

＝挙手多数＝

【議長】

挙手多数でございます。よって、第3号議案は「可決」されました。
委員、何かご意見はよろしいですか。

【委員】

ちょっと面食らって、整理がついていないので、これは意思表示をしないほうが良いなと思ひまして。

【議長】

はい、分かりました。

【議長】

それでは、次に第4号議案「豊能町立ふれあい広場使用規則等の改正について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

続きまして、次は第4号議案「豊能町立ふれあい広場使用規則等の改正の件について」ご説明いたします。

それでは、議案書をご覧ください。

本件は、豊能町立ふれあい広場使用規則及び豊能町立スポーツ広場条例施行規則の一部及び様式を改正するものでございます。

提案理由としましては、ふれあい広場・スポーツ広場の使用料について、後納することができるよう、社会福祉議会において条例改正をしたところですが、それに伴い使用の改正を行うというものです。

また、利用者の利便に資する様式への変更を併せて行うものであります。

ページを変えまして、まず9ページの、豊能町立ふれあい広場使用規則の一部を改正する規則、新旧対照表をご覧ください。

下線部分が変更した箇所となっております。第3条第1項中、使用料の徴収の上を削るものであります。これは申請をいただいた時に、使用料を徴収した上で許可決定するものでありますけれども、それを利用料・使用料を奉納することができるということで、「この使用料を徴収の上」という文言を削除するものであります。

続きまして3ページをご覧ください。こちらは様式の最初になりますけれども、豊能町立ふれあい広場使用許可申請書について使用料を奉納することができるよう使用許可に対し、1か月まとめたの利用について申請することができるよう様式を改正するものであります。

また、使用許可申請書の様式改正に伴い、それに合わせて使用許可書も改正するものでございます。

続きまして、先ほどの9枚目の新旧対照表をご覧ください。

下の段の豊能町立スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する新規規則新旧対照表でございます。

こちらについても同じように第3条第1項「使用料徴収の上」を削るものです。

また、6ページ目になりますけれども、こちらは様式改正ですが、ふれあい広場と同様に豊能町立スポーツ広場使用許可申請書について使用料を後納することができるよう必要許可に対し、1ヶ月分まとめて申請することができるように様式改正をするものでございます。

ふれあい広場と同様に使用許可申請書の様式改正に倣って使用許可書も改正するものでございます。

本規則は令和3年5月1日より施行をするものであります。

【議長】

質問等ございましたらお出しください。

【委員】

以前までは、使用料を徴収してから使用許可書を交付していたと思うのですが、許可書を交付する際には別に徴収しなくても良いということに変えると思うのですけ

れど、使用料はいつまでに徴収ということになっているのでしょうか。

【生涯学習課長】

今のところ予定しておりますのは、利用月の翌月 10 日までに納付いただくと。実際は 5 月 16 日からの開始になりますので、最初は 6 月 10 日が納付日になります。

【委員】

それは、どこかに明記されているのですか。

【生涯学習課長】

納付日については、条例とか規則ではうたっておりません。運用というのは内規で決めさせていただきますので、条例とか規則の改正についてはもともとそういうのがありませんので予定しておりません。

【委員】

大事なのは使用者にそれが伝わるかどうかなので、内規というのが公にされているのですか。使用者が分かれば良いと思いますが。

【生涯学習課長】

スポーツ広場、ふれあい広場の利用者には、周知していきますが、ホームページ上でも公開をしていきますので、すぐに対応できると考えております。

【議長】

それでは、質疑を終結いたします。

採決を行います。

ただ今説明がありました、第 4 号議案「豊能町ふれあい広場使用規則等の改正について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

＝挙手全員＝

【議長】

挙手は全員であります。

よって第 4 号議案は「可決」されました。

【議長】

次に、第 5 号議案「豊能町立文化ホール条例施行規則の改正について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

第5号議案豊能町立文化ホール条例の施行規則の改正の件についてご説明いたします。

本件は、豊能町立文化ホール条例施行規則の様式を改正するものであります。3枚目をご覧ください。

提案理由としましては、文化ホールの使用許可申請書について旧様式では全体的なタイムスケジュールのみ記載となっており、仕込み・リハーサル、会場対応など具体的なタイムスケジュールが不明なため、その都度申請者の方へ電話等で確認する必要がございました。

様式改正ということで申請書により内容把握が可能となり、申請者、利用者の方の負担も軽減され、講演等を円滑に進めることができるものであります。

また、使用許可書も併せて改正するものでございます。

本規則は令和3年5月1日から施行するものでございます。

【議長】

質問等ございましたらお出してください。

【委員】

仕込みというのは、どういうことなのでしょうか。

【生涯学習課長】

特にホールですと、舞台、音響、照明業者も入ります。通常ユーベルホールに入っておるのですけれども、そういった方々のセッティングとかも含めて準備しないといけませんので、そういった仕込みの時間を、まずどこから準備を始めるかということを確認しておく必要があるということで今回、この様式の中に入れさせていただきました。

【委員】

音響設備等の搬入とかホールを準備段階で使い始める時間と思ってよろしいのですか。

【生涯学習課長】

そのとおりです。

【委員】

仕込みという言葉は、一般的な言葉なのですか。何か準備とかのほうが良いかなと思う。

【生涯学習課長】

ホールを利用される方は団体さんであるとか、ピアノの発表会であるとかがあります。その時に団体さんも当然入るのですけれども、業者も入るところで、使われている団体さんに、は仕込みとお伝えしていても大体わかってくれるということで理解しております。

【委員】

別件ですが、まずこの様式ですが、上の方には行事目的と内容、右側に施設名とあって、前はなかったチェックボックスが付いていると思うのですけれども、これはチェックをするという意味だと思うのですけれども、変えるのだったら場所が少しずれているなと思ったので、合わせていただいたほうが良いかなと思う。

それと、もう一点。左下の上記の申請に基づき使用許可してよろしいかという文言は、何となく変な感じがするのですけれども、このままで良いですか。

【生涯学習課長】

まず、施設名というか、各部屋というか一番下の左下上下の申請に基づき使用許可してよろしいかというのは役所のほうの使用申請でよくあるのですけれども、ここで決裁を受けて、許可書を発行するという形ですのでこういった記載欄、利用者の方には関係ない話ですけれどもつけさせていただくという形です。

【委員】

他市でホールを使うときに、リハーサルの時期にステージだけですか、客席も使いますかというふうに少し使うときに聞かれ、客席は使いませんということになれば、料金が安かったということがあったりするのですけれども、豊能町はそういうことはないのですか。

【生涯学習課長】

本町のユーベルホールですけれども、この場合は特に客席を使う、使わないというところでの料金の差異はございません。

【委員】

改正前と比べると印鑑がなくなっているのですけれども、これはメールとかでも申請できようになったという理解をしてよろしいですか。

【生涯学習課長】

委員のおっしゃるとおり、印鑑は必要ございません。押印の必要ございませんので、電子的なやり取りでの申請許可という形も並行して取らせていただいています。

【議長】

ほかにご意見等は、ございませんか。

質疑のほうを終結いたします。

採決を行います。

ただいま説明のありました第5号議案「豊能町立文化ホール条例施行規則の改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

＝挙手全＝

【議長】

挙手は全員であります。

よって第5号議案は「可決」されました。

【議長】

続きまして、前回会議以降の各課からの報告に移ります。

順次事務局より報告をお願いします。

【こども未来部長】

私から2点お伝えします。

1点目は、新型コロナウイルス感染防止についてですが、近隣市の小学校におきましては、教職員16人が新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。当該校においては、保健所の要請を踏まえ、12日間臨時休業したと聞いています。また、同様の事例も複数聞いているところです。

このように、新型コロナウイルス変異株については、感染力が非常に強いと思われまます。所園学校では既にマスク着用、手洗い、アルコール消毒、近距離で向き合う活動、身体接触を伴う活動など授業やクラブ活動について十分感染予防に努めていただいているところですが、先週4月15日の校長会及び所園長会において、学校以外においても大阪府からの要請のとおり4人以下でのマスク会食の徹底、大阪府全域における不要不急の外出・移動の自粛などの徹底を指示しています。

また、緊急事態宣言が大阪府に発出されると思いますが、国、大阪府、大阪府教育庁の要請に基本的には基づき、所園学校、各生涯学習課所管施設については、登校や授業、

開館時間などを町コロナウイルス対策本部会議で決定していくことになります。

2点目は、今年度、教育委員会こども未来部各課の大きな目標を申し上げますと、教育総務課は、令和4年4月から東能勢小学校5・6年生が中学校で学ぶことになり、受け入れるための中学校の改修工事、また、令和8年4月に東西それぞれに義務教育学校を設置するための基本設計や実施設計の実施。

義務教育課につきましては、令和8年4月の開校に向けた教職員との調整や、保護者、住民説明会の実施。また、令和4年4月の学校運営協議会設置に向けた最終まとめ。

子ども育成課につきましては、西地区の吉川保育所とひかり幼稚園を統合して新たに認定こども園設置を検討すべく、子ども子育て審議会において提言を得る。

生涯学習課につきましては、シートス屋根防水工事や図書館空調工事等大規模な工事。

いずれもゴール地点を見据えて各課だけではなく、部全体が協力して行うことが不可欠であると考えています。教育委員さまにもさらにご意見をいただくことや、説明会への出席をお願いすることがあるかもしれませんがよろしくお願ひします。

しかし、一方で教育委員会は時間外勤務が常態化していることも事実です。職員の健康管理の面から、町では毎週水曜日をノー残業デーと定めておりますので、4月から教育委員会ではそれを実行すべく、本庁の教育委員会の職員が退出するまで教育長自らが残りノー残業デーを徹底しているところでございます。

【こども未来部理事（教育総務課長）】

教育総務課関係のことにつきまして1点だけ報告させていただきます。

毎年5月に開催しております、大阪府市町村教育委員会連絡協議会の総会のお知らせが4月にありました。予定としては5月31日にアウイーナ大阪で開催予定であります。現在のコロナの感染状況がひどうございますので、開催が難しい場合は書面開催とさせていただきますという内容でございます。まだ、これは書面での報告が決定したわけではございませんので、またメール等を各委員さんにはお知らせをしていきたいと思っております。

【義務教育課長】

先月の教育委員会議で、卒業式と入学式のご案内させていただきましたので、入学式等のご報告をさせていただきます。

小学校・中学校ともに入学式がございました。今年はちょっと暖冬で桜が入学式にちょうどではなく散り始めた頃になってしまいましたが、4月7日に両中学校とも入学式がございまして東能勢中学校は34人の生徒が、吉川中学校は73名の生徒が入学しております。

小学校は4月8日に入学式・始業式を行っておりまして、東能勢小学校は21名、吉川小学校は15名、光風台小学校は30名、東ときわ台小学校は21名の児童が入学して

おります。

せっかくの入学式でしたけども、来賓はコロナの関係でなし、保護者は2名までという制限をつけて何とかやっていただくことができました。

【保幼小中一貫教育推進室長】

教育長のほうからもありましたが、4月21日水曜日に東能勢小学校を会場に保幼小中合同研修会を開催し、そこで事務局から保幼小中一貫教育の説明と講演会を実施する予定でしたが、大阪モデルがレッドステージのレベル2に引き上げられたことを受けまして、集合形式での開催を中止し、講演会のみオンラインで開催いたしました。講演会の講師には初田先生をお招きし、これからの社会と求められる資質能力、そして学校と題し各学校園所でZoomをつないでご講演いただきました。こちらのほうには保幼の先生方にもご参加いただきました。当初予定していた事務局からの保幼小中一貫教育の説明につきましては、状況を見ながら各学校園所を周り行っていく予定としています。

また、学校運営協議会設立準備委員会についてですが、今年度からは委員に学校園所の先生方にも入っていただき、来年度の設置に向けて準備を進めていきます。今年度は年間7回の開催を予定しています。第1回目は東能勢中学校におきましては、4月28日(水)18時から、吉川中学校区は5月12日(水)18時30分から。こちらもオンラインでの開催を予定しています。新型コロナウイルスが終息しておらず、なかなか予定通りに進まない状況が続いておりますが、開催方法を検討して進めていきたいと思っています。

【こども育成課長】

入所式・入園式のことについてご報告いたします。吉川保育所は4月2日新乳児を10名、全体で91名で今年度をスタートしております。ふたば園は4月12日(月曜日)新乳児8名、全体で53名で同様にスタートをしております。ひかり幼稚園も4月1日(月曜日)と同じ日ですが、新乳児23名、全体で87名。3所園とも保護者等の人数の制限をさせていただき、また教育委員の皆様にも来ていただくことが出来なかったのですが、無事に入所式・入園式を終了しております。留守家庭児童育成室につきましても3育成室、合計しまして今年度は107名でスタートしております。

【生涯学習課長】

2点報告させていただきます。

1点目が新型コロナウイルス感染症拡大への対応についてということで、4月4日に府内全域における不要不急の外出・移動の自粛要請が大阪からありました。それを受けての生涯学習課の対応を報告させていただきます。まず、貸館と開館についてですけども、4月9日から5月5日までは西公民館・中央公民館・ユーベルホールの開館時間は

21時までにしております。通常は22時までですけど1時間前倒ししております。

次に生涯学習課主催の事業についてですけども、4月10日にユーベルホールで開催を予定しておりましたユーベルロビーコンサートにつきましては、観客を入れての開催は中止として、無観客のライブ配信という形で開催させていただきました。視聴者数は30件と聞いております。

続きまして、4月18日に同じユーベルホールでオオサカン・プレミアムコンサートも予定していたのですけども、それにつきましては、8月29日に延期という方向で考えております。

図書館のイベントにつきましては、4月9日から5月5日までについては、全て中止とさせていただきます。

続きまして、学校開放ですけども、これも4月9日から5月5日までは学校開放を中止とさせていただきました。

続きまして、お手元にお配りしております緑色のチラシ、こちらは第4号議案ふれあい広場・スポーツ広場の使用改正に関わってきますけれども、令和3年4月5日からふれあい広場・スポーツ広場は「NPO法人ヴィエントとよの」に民間委託しております。そのため利用、あるいは申し込みの変更が4月1日以降で生じておりますので、それをまとめたものをお手元にお配りさせていただいています。大きく変わりました、先ほども申し上げましたけど、一番下の段ですが、使用料については、これまでのご利用前の納付からご利用後の納付にさせていただく。ただし、事前登録が必要であるというところと、下から2つ目の予約方法、これが今までは、現地で申請書を出して現地で申請いただいているということでございましたけども、4月1日以降、これに併せてインターネットの予約が可能になるというところでございます。

ただ、ふれあい広場につきましては、インターネットのほう現在調整中のございますので、今しばらくは現地で申請をいただくという形になります。

【議長】

各課からのご報告をさせていただきました。

私からは、年度当初の教育委員会議でございますので、今年度の日程等のことにつきまして、少しご連絡をさせていただきます。

1つは、昨年度年度末に行いました全国オンライン協議会、これは文部科学省の主催でございますが、これは全国の教育委員会いろんなテーマ別にこれはZoomで繋いで、4つテーマがあるのですけども、1つのテーマを選んでいただいて全国の北海道から沖縄までの市町村の教育委員会と繋いで、そこでいろんな発表をしていただいたり、発表いただいたことについて意見交換をするというような場でございます。昨年度、私のほう、2つの分科会司会を担当させていただきましたが、今年度はそれぞれの教育委員さんのほうにテーマを選んでいただいて参加をいただきたいと思います。大体、1

つの分科会が 90 分ということでございます。9 月 2 日が第 1 回目になりまして、あとは 1 2 月、2 月と 3 回に分かれて参加をいただくというものでございますので、また詳細が参りましたらテーマ選んでいただくというようなことで考えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いをしたいと思います。

それから 2 つ目は 1 2 月 2 3 日の木曜日に、これも全国市町村教育委員会研究協議会という組織がございます。先ほどは大阪府のほうの連絡協議会の話しが 5 月 3 1 日に予定されているというお話がありましたけれども、第 2 ブロックと言いまして西日本中心にそういうことが毎年行われております。今年につきましては、コロナウイルス感染のことが大変気にかかるところでございますが、1 2 月 2 3 日木曜日に神戸市近くで行われますので、もしご予定つきましたら参加いただけたらと思っておりますので、こちらにつきましても詳細の案内が来ましたらお知らせさせていただきますので、参加いただけたらと思っております。

以上、私のほうからは年間の予定につきまして 2 点ご連絡をさせていただきました。

【議長】

ただ今の各課からの説明に対しまして、質疑ございましたらお出し下さい。

【委員】

最初の部長から報告ありました、水曜ノー残業デーをぜひ徹底して行ってほしい。徹底していただいているみたいで、非常にありがたいなと思っております。

それとライブ配信されたというお話がありましたが、今回視聴数が 30 名、チケットは事前に 40 枚完売していたということで、もっと多いと思ったのですが、意外と少なかったみたい。

今回は投げ銭というシステムを導入されて、見た人がいくらかお金を払えるようなシステムを導入したと聞いていますけれども、それはどれぐらい振り込んでくれたのか、少し興味あるので教えていただければと思います。

【生涯学習課長】

投げ銭は、まだ集計が全部できていませんので、また連絡させていただきたいと思っております。

【委員】

聞いた中では、投げ銭システムは使いにくくて、できなかったという人がいましたので、少し残念だなと思ったところありました。今後もロビーコンサートを予定していると思うのですが、それも同じ方式でやる予定ですか。

【生涯学習課長】

次は、5月5日予定しております。お手元にチラシもお配りしておりますけれども、これにつきましては今のところ40名完売しております。ライブ配信を予定しております。その後のロビーコンサートのライブ配信も状況を見ながら、ユーベルホールとは今後相談していきます。

【委員】

お金の回収の話ばかりして申し訳ないですけど、もっとお金払ってもいいよという人いると思うので、何かその辺がもう少し浸透すればすごく良いかなと思っておりますので応援しております。

【議長】

他に、ご意見等ございませんか。

そうしましたら最後に5月の教育委員会議の日程を調整させていただきたいと思えます。5月24日(月)、26日(水)の午前、31日(月)の午前、いずれかの日で開催を考えたいと思うのですが、31日(月)はいかがですか。もしこの日、総会があれば午前中に教育委員会議開いて、午後にはアウィーナ大阪のほうに参加が1回で全部終わるという形になるのですが。

【委員】

大丈夫です。

【議長】

31日(月)午前中ということによろしいですか。

【議長】

それでは、9時30分からということで、今日と同じような形で予定させていただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

なお、午後の部につきましては、決まり次第、またメール等でご連絡を入れさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、令和3年度第1回豊能町教育委員会議(4月定例会)を閉会いたします。

本日はどうもお疲れ様でした。

閉会：午前10時36分